



広報

KATSUURA

かつうら

2016
6/3
No.811

●主な内容 Contents●

財政事情の公表.....	P2~3
健康診査・各種がん検診等のご案内...	P4~5
インフォメーションガーデン	P9~11
地域いきいき通信.....	P12

世界に誇れる磯浦の波!!

世界を知る波 KATSUURA

財政事情の公表

(平成28年3月31日現在)

市民の皆さんが納めた税金、国や県からの支出金(歳入〔収入〕)などが、どのように使われたか(歳出〔支出〕)を知っていただくため、市の財政事情を公表します。今回は平成28年3月31日現在の執行状況をお知らせします。



◆一般会計

◇歳入(収入)

区 分	予 算 現 額	収 入 済 額	収入率
市 税	20億8,718万円	20億4,916万円	98.2%
地方譲与税	6,800万円	6,896万円	101.4%
地方消費税 交 付 金	3億6,300万円	3億6,500万円	100.6%
地方交付税	25億5,807万円	25億8,577万円	101.1%
使用料及び 手 数 料	1億4,143万円	1億2,865万円	91.0%
国庫支出金	10億4,797万円	8億5,206万円	81.3%
県 支 出 金	4億5,614万円	2億6,351万円	57.8%
繰 入 金	4億7,434万円	4億5,159万円	95.2%
繰 越 金	5億412万円	5億412万円	100.0%
諸 収 入	3億8,919万円	3億4,470万円	88.6%
市 債	5億4,978万円	3億7,238万円	67.7%
そ の 他	5億4,377万円	5億3,004万円	97.5%
合 計	91億8,298万円	85億1,595万円	92.7%

◇歳出(支出)

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	執行率
議 会 費	1億6,362万円	1億6,192万円	99.0%
総 務 費	24億186万円	21億7,290万円	90.5%
民 生 費	31億2,154万円	26億6,376万円	85.3%
衛 生 費	7億8,199万円	6億536万円	77.4%
農林水産業費	2億6,197万円	1億9,462万円	74.3%
商 工 費	2億6,882万円	2億663万円	76.9%
土 木 費	4億2,394万円	2億6,504万円	62.5%
消 防 費	1億1,997万円	8,717万円	72.7%
教 育 費	6億9,973万円	6億2,175万円	88.9%
災害復旧費	5,281万円	1,741万円	33.0%
公 債 費	8億8,027万円	8億7,680万円	99.6%
予 備 費	648万円	0万円	0.0%
合 計	91億8,298万円	78億7,337万円	85.7%

※表示単位未満を四捨五入しているため、各科目の積み上げと合計が一致しない場合があります。

◆水道事業会計

収 入	予 算 現 額	収 入 済 額	収入率
収益的収入	8億1,872万円	8億4,649万円	103.4%
資本的収入	4億8,536万円	4億7,007万円	96.8%

支 出	予 算 現 額	支 出 済 額	執行率
収益的支出	7億8,969万円	7億5,716万円	95.9%
資本的支出	7億985万円	6億3,226万円	89.1%

※表示単位未満を四捨五入しています。

※収益的収支は、水道事業活動から生じる収入および支出のことです。

※資本的収支は、水道事業に必要な設備投資から生じる収入および支出のことです。

※資本的収入額4億7,007万円が資本的支出額6億3,226万円に不足する額1億6,219万円は、当年度分消費税資本的収支調整額3,619万円、過年度分損益勘定保留資金1,528万円および当年度分損益勘定保留資金1億1,072万円を補てんするものです。



初開催となった「子ども子育てフェスタ」

◆ 特別会計

会 計 名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険（事業勘定）	32億9,395万円	31億867万円	94.4%	30億1,802万円	91.6%
国民健康保険（直営診療施設勘定）	6,618万円	5,526万円	83.5%	6,019万円	91.0%
後期高齢者医療	2億2,816万円	2億2,253万円	97.5%	1億9,794万円	86.8%
介護保険	21億9,706万円	19億8,942万円	90.5%	19億3,028万円	87.9%

※表示単位未満を四捨五入しています。

※特別会計とは、特定の事業を行う場合に一般の歳入(収入)・歳出(支出)と区分して経理するため、条例により設置しているものです。

◆ 住民負担の状況

◇ 市民1人当たりの負担額（市税）

科 目	収 入 額	人 口	負担額
市 民 税	7億7,202万円	18,765人	41,142円
固定資産税	10億8,228万円		57,676円
そ の 他	1億9,486万円		10,384円
計	20億4,916万円		109,202円

◇ 世帯当たりの負担額（市税）

科 目	収 入 額	世帯数	負担額
市 民 税	7億7,202万円	8,965世帯	86,115円
固定資産税	10億8,228万円		120,723円
そ の 他	1億9,486万円		21,736円
計	20億4,916万円		228,574円

※表示単位未満を四捨五入しているため、各科目の積み上げと合計が一致しない場合があります。



平成27年度文化祭芸能発表会の様子

◇ 国民健康保険税

収 入 額	28年3月末現在 加入者数	28年3月末現在 加入世帯数	1人当たり負担額	1世帯当たり負担額
5億8,930万円	6,319人	3,812世帯	93,258円	154,591円



新しく完成した第4分団第1・2班の消防詰所

◆ 借入金

一 般 会 計	88億7,921万円
---------	------------

※このうち、約57億円は後年度の普通交付税により財政措置される見込みです。

◆ 主な財産

土 地	3,504,123.13㎡
建 物	81,968.12㎡
基 金	15億8,415万円
有 価 証 券	475万円

問合せ 財政課財政係（☎73-6648）

～ 健康診査・各種がん検診等のご案内 ～

市では、健康診査および各種がん検診等を実施します。健康診査は、体調管理や様々な病気などの早期発見・予防に大変重要なものです。忘れずに、毎年受診するようにしましょう！

同時に、検査などの待ち時間を利用して65歳以上の方を対象に「頭部の健康チェック」を実施していますので、あわせての受診をおすすめいたします。

【日時・場所】

期 日	受付時間	場 所
6月27日(月) ～7月9日(土) ※日曜日を除く。	13:00～14:30 番号札配布 12:00～ ※検診車の都合により受付時間が前後 する場合があります。	勝浦市芸術文化交流センター（キュステ）

*対象地区以外でも受診できますが、混雑をさけるため、お住まいの地区の実施日での受診にご協力をお願いいたします。また、対象地区には送迎バスを運行しますので、ご利用ください。（時刻表は問診票裏面に記載。）

【持ってくるもの】

- ①問診票（事前に必ず記入してください） ②健康手帳（お持ちの方）
③尿（当日採取した尿を送付された容器に入れ、持参してください） ④健診・検診料金

【実施内容】

(1) 健康診査

健 診 名	対 象 者（勝浦市に住所を有する）	料 金
特定健康診査	40歳～74歳までの勝浦市国民健康保険加入の方	500円
	40歳以上の生活保護受給世帯の方	無料
後期高齢者健康診査	75歳以上の方又は65歳以上で一定の障害のある方	無料
成人健康診査	18歳～39歳までの方（学生を除く）	500円

*40～74歳までの社会保険加入本人および扶養家族の方は、各医療保険者にお問い合わせください。

*特定健康診査・後期高齢者健康診査は対象者全員（ただし、生活保護受給者は前年度受診者）に、成人健康診査は今年度30・35・39歳になられる方および昨年度受診者に問診票を送付します。

*同一年度内に人間ドック費用助成と健康診査の両方を受けることはできません。

(2) 各種がん検診等

検 診 名		対 象 者 (勝浦市に住所を有する)	検 査 内 容	料 金
①結核・肺がん検診	胸部×線検査	40歳以上の方	問診・胸部×線検査	無料
	かくたん 喀痰検査	胸部×線検査を受け、問診で該当となった方	喀痰検査（3日分の痰の検査）	500円 (後期高齢者医療被保険者・生活保護世帯の方は無料)
②前立腺がん検診		50歳以上の男性	問診・血液検査	
③肝炎ウイルス検査		40歳以上の方（過去に市の検診を受診した方は除く）	問診・血液検査	無料

*結核・肺がん、前立腺がん検診は、昨年度受診された方に問診票を送付します。また、肝炎ウイルス検査は、今年度40歳になる方全員に問診票を送付します。新規に受診を希望される方は、事前にお申し込みいただくか、直接会場にお越しください。

○健康診査で何がわかるの？

検査方法	検査項目		検査で調べること
身体計測	身長・体重・BMI		肥満度を調べる目安とします。BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)
	腹囲		内臓脂肪の蓄積を調べます。
	血圧測定		高血圧は動脈硬化の原因となります。動脈硬化は、脳卒中や心筋梗塞などの原因になります。
血液検査	脂質	中性脂肪	過食やアルコールの飲みすぎなどによって摂取された余分なエネルギーが肝臓で中性脂肪に変化します。増えすぎは、肥満や脂肪肝、動脈硬化の原因になります
		HDL コレステロール	善玉コレステロールと呼ばれ、血液中の余分なコレステロールを回収して肝臓に運び戻します。数値が低いと動脈硬化や心臓病の危険性が高まります。
		LDL コレステロール	悪玉コレステロールと呼ばれ、肝臓でつくられたコレステロールを全身の細胞に運ぶ働きをしています。数値が高いと血管内壁に蓄積して動脈硬化を進行させます。
	肝機能	AST (GOT)	数値が高い場合、心臓や肝臓、筋肉に障害がある疑いがあります。
		ALT (GPT)	数値が高い場合、肝臓障害の可能性があり。原因として肝炎やアルコール性肝障害、脂肪肝などが考えられます
		γ - GT (γ - GTP)	肝臓や胆道に障害があったり、肥満や脂肪肝などで上昇します。また、アルコール性肝障害発見の手がかりとなります。
	血糖	ヘモグロビン A 1 c	食後時間に影響されにくい、過去 1 ～ 2 か月間の平均の血糖値を反映します。糖尿病の早期発見ができます。
	腎機能	クレアチニン	クレアチニンは筋肉で作られる廃棄物で、腎臓でろ過されて、尿に排泄されます。数値が高い場合、腎機能の障害が疑われます。
		血清尿酸	尿酸はプリン体が分解してできた老廃物です。濃度が高くなると痛風の要因になります。腎機能障害や痛風のときなどに上昇します。
	貧血	血色素	赤血球に含まれるたんぱく質で、全身へ酸素を運ぶ赤血球の働きを助ける役割を果たしています。鉄分の不足で減少します。
		赤血球数	赤血球は、全身の組織へ酸素を運び、二酸化炭素を回収する役割を担っています。減少すると体内が酸欠状態となり貧血を起こします。
		ヘマトクリット	血液中に含まれる赤血球の割合です。低い場合は貧血が、高い場合は多血症や脱水症状などが考えられます。
尿検査	尿糖		尿に含まれるブドウ糖を調べます。血液中に含まれるブドウ糖が尿に出ている場合、糖尿病などが疑われます。
	尿たん白		尿に含まれるたん白質を調べます。陽性の場合、腎機能の障害が疑われます。激しい運動の後や発熱したとき等に出ることもあります。

この他、前年度の受診結果または医師が必要と判断した場合に、詳細な健診（心電図、眼底検査）を行います。

<特定健康診査の結果について>

特定健康診査の結果は、個別説明後に返却します。（結果や年齢等により、郵送の場合もあります。）生活習慣病予防や健康管理に役立つよう、保健師・看護師・管理栄養士が、個別にアドバイスさせていただきます。

【問合せ先】

<特定健康診査> 市民課 国保年金係 ☎ 73-6611

<各種がん検診等> 介護健康課 健康管理係 ☎ 73-6614

浄化槽の清掃・点検・法定検査は行っていますか？

適切な維持管理が必要です

浄化槽の適正な維持管理が行われていないため、放流水の水質悪化や悪臭が発生するケースが多く見られます。

浄化槽の使用者には、浄化槽を常に良好な状態に保つため、「定期的な保守点検」「清掃」「法定検査」を行う義務があります。

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を定期的に実施しましょう。

保守点検（浄化槽法第10条）

保守点検は、浄化槽の点検・修理、スラム（汚泥が自ら発生した気体を含んで軽くなり、水面に浮上したもの）や汚泥の状況確認、消毒剤の補充などを行います。

処理方式により、毎年決められた回数を実施しなければなりません。専門的な知識が必要となりますので、千葉県の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

清掃（浄化槽法第10条）

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る作業のことを言います。これは市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行いますので許可業者に委託してください。

また、清掃回数は年1回以上が原則となりますが浄化槽の方式、使用頻度

などによって汚泥などの溜まり具合が異なりますので、清掃時期については保守点検業者からの助言に従ってください。

法定検査（浄化槽法第7条・第11条）

浄化槽が正しく機能しているかどうか、使用開始後および1年毎に実施するものです。

7条検査

浄化槽使用者は、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月の間に、県の指定した検査機関の水質検査を受けることが義務付けられています。この検査は、水質などを検査することにより、主に、浄化槽の設置工事などが適正に行われたかどうかを判断するものです。

11条検査

7条検査のほか年1回、県の指定した検査機関の定期検査を受けることが義務付けられています。この検査は、保守点検および清掃が適正に行われているかどうかを判断するものです。

浄化槽を使用するにあたって

注意すること

・プロアー（モーター）の電源を切らないこと。

浄化槽には空気を送り込む必要があります。プロアー（モーター）の電源

は切らないでください。

・浄化槽の上部または周辺に物を置かないこと。

保守点検または清掃に支障を及ぼすおそれのある物を置かないでください。

・劇薬を含む洗剤は使用しない。

便器掃除に除菌効果の高い塩素系洗剤などの劇薬成分を含む洗剤を使うと、浄化槽内の微生物が死んでしまうことがあります。便器の汚れは、なるべく早めにぬるま湯や薄い石鹸液でおとしてください。

・水洗用のトイレトペーパーを使用する。

浄化槽の正常な機能を妨げる紙オムツ、衛生用品、タバコの吸い殻などの異物は絶対に流さないでください。

・台所からの排水について。

油脂類はできるだけ浄化槽に流入させないでください。フライパンといった鍋や食器に残った油は紙などで拭き取ってから洗ってください。

異常な臭気を感じられた、モーターが止まってしまったなどの異常や故障が発生した場合には直ちに保守点検業者に連絡し修理してください。

平成28年度「合併処理浄化槽への設置替え」に係る補助金

	単独処理浄化槽からの 設置替え補助額	汲取り式便所からの 設置替え補助額
5人槽	512,000円	432,000円
6～7人槽	594,000円	514,000円
8～10人槽	—	648,000円

市では、海や河川の水質汚濁を防止するため、し尿、生活雑排水を処理できる「合併処理浄化槽」の普及を促進しています。

自ら居住し、または居住しようとする住宅の既設単独処理浄化槽または、くみ取り式便所を「合併処理浄化槽」に設置替えする方に対し、予算の範囲内で設置および撤去などの費用の一部を補助します。

※補助基数などに限度がありますので事前にお問い合わせください。

※浄化槽設置後は、法令に基づき定期的に保守点検および清掃を実施し、水質検査を受けることが義務付けられています。

申請・問合せ 生活環境課生活環境係 ☎ 731-6639

始めませんか？エコな暮らし

～住宅用省エネルギー設備等設置に係る経費の一部を補助しています～

- 太陽光発電システム ○家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- 定置用リチウムイオン蓄電システム ○エネルギー管理システム（HEMS）
- 電気自動車充電設備（電気自動車への充電だけでなく電気自動車などから住宅へ供給が可能なもの）

市では、地球温暖化の防止ならびに家庭におけるエネルギーの安定確保およびエネルギー利用の効率化・最適化を図ることを目的に、市内の住宅に省エネルギー設備を設置される方に対し、その経費の一部を補助しています。

受付期間：平成29年1月31日（火）まで

※補助できる件数に限りがありますので、事前にお問い合わせください。

※受付期間中でも予算がなくなり次第、終了となります。

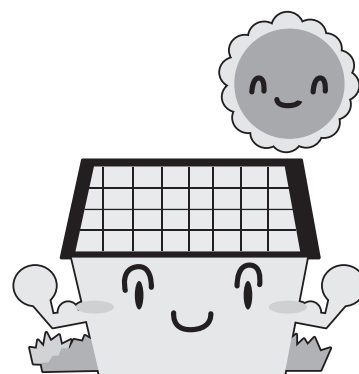
【受付場所：市役所2階 生活環境課生活環境係】

【申請できる要件】

- 市内に住所を有する方。または、補助対象設備の設置完了時までに住民登録ができる方
- 市税を滞納していない方
- 自ら居住または居住を予定している市内の住宅に補助対象設備を設置する方
- 申請される方が住宅の所有者ではない場合または共有者がいる場合は、全ての所有者または共有者の間で同意がとれている方
- 補助対象設備のうち、太陽光発電システムを設置する場合は、発電した電力について電力会社との間で電力受給契約を締結される方
- 平成29年2月28日（火）までに工事が完了できる方
 - ※戸建住宅のみ対象となります。集合住宅に設置するものは対象となりません。
 - ※申請は必ず工事前に行い、交付決定通知を受け取ってから着工してください。着工後の申請は受け付けられません。

【補助額】

- | | |
|---|---------|
| ○太陽光発電システム | 上限 7万円 |
| 〔太陽電池の最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に、
1キロワット当たり2万円を乗じた金額（千円未満切り捨て）。〕 | |
| ○家庭用燃料電池システム（エネファーム） | 上限 10万円 |
| ○定置用リチウムイオン蓄電システム | 上限 10万円 |
| ○エネルギー管理システム（HEMS） | 上限 1万円 |
| ○電気自動車充電設備 | 上限 5万円 |
- ※いずれの設備も未使用品であるものに限りします。
※補助金は補助対象設備の種類ごとに、1つの住宅に1回に限り交付します。



その他、補助対象となる設備および経費など、詳細については事前にお問い合わせいただくか、勝浦市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【申込み方法】

生活環境課または勝浦市ホームページにて申請書類を配付していますので、必要な書類を添付し、お申し込みください。

問合せ 生活環境課生活環境係 ☎ 73-6639

第26回
危険業務従事者叙勲

春の叙勲

おめでとうございます

～長年の功労が
称えられる～

内閣府から平成28年春の叙勲などの受賞者が発表され、市内では米元一夫さん、松本昭男さんの2名が栄誉に輝きました。



瑞宝双光章
米元 一夫 (守谷)
〔元夷隅郡市広域市町村圏
事務組合消防監〕



瑞宝双光章
松本 昭男 (赤羽根)
〔元勝浦小学校校長〕

『はじめまして!』

勝浦市で地方創生のお手伝いをしています、齋藤雪彦です。みなさんよろしくお願ひします。

内閣府の「地方創生人材支援制度」で、支援を希望する専門家と支援を受け入れたい自治体のマッチング（お見合い?）が行われ、平成27年4月から勝浦市の地方創生プランニングディレクターになりました。私は、千葉大学園芸学部で都市計画と農村計画を教えている教員です。同じ千葉県内の君津市で長くまちづくりをお手伝いしていましたので、勝浦市とご縁ができたのではないかと思います。また、勝浦市以外の大きなプロジェクトとしては、若手県大船渡市の復興まちづくりの支援も行っています。

2年くらい前からマスコミなどで「地方創生」という言葉が聞かれるようになりました。簡単に言えば、高齢化、人口減少時代に備えて、地方の活性化を大々的にやりましようということです。そこで、私はまず平成27年に勝浦市の地方創生の青写真をつくるために、市内を回らせていただき、市企画課とともに「勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。その中でも特に力を入れたいと思ったこと



地方創生
日記



千葉大学大学院園芸学研究科 准教授。
京都大学建築系学科、同修士課程修了。
J R東海に入社、名古屋駅のJ Rセントラルタワーズの計画・設計に携わる。
千葉大学博士課程修了。専門は都市および農村計画学。
控えめで穏やかな印象だが、時に子どもっぽい。趣味は自転車（ロードバイク）。

は、住民が参加するまちづくりです。まちづくりは、住民自らが、地域を良くすることを考え、実行することです。そんなことは市役所に任せとおけばいいと思う人もいるかもしれませんが、しかし、これからの時代は、市にも国にも、全ての地域の事を考えて、良くしていくための予算や人手はありません。何より、人に任せるのではなく、自分たちで考え、実行するほうが楽しいし、地域の実情に合ったことができます。かつて、日本にお金がたくさんあった時代には、地域の実情に合わない道路やダムがたくさんできて問題になったこともありましたが、こ

した背景もあり、勝浦市では、平成27年末に「住民主導型地域づくり支援事業」を立ち上げました。市からの活動支援費を元手に地域に根差した団体（区など）が、まちづくりを行うことを目的にしています。また、地域づくりのイロハがわからない地域には、千葉大学の専門家（筆者）や学生がお手伝いに入ります。昨年度から鶴原区とZP倶楽部（松野区・小松野区）がこの事業を活用しています。これから少しずつ、活動の報告や感じたことを書いていきます。

インフォメーションガーデン

募集

水生生物による水質調査

カゲロウやサワガニなど、川にすんでいる生き物を目安に、水のきれいを調べる調査に参加いただけるグループを募集します。

対象者 どなたでも可

申込締切 6月10日(金) (参加申込書に必要事項を記入の上、FAX、郵送またはメールにより申込)

申込・問合せ 千葉県環境研究センター水質環境研究室 (☎043-243-2935)
http://www.preciba.jp/wit/suizitsu/suiseisuitsu/index.html

お知らせ

土屋文化振興財団助成金

土屋文化振興財団では文化活動を行っている個人や団体に助成金を支給し、その活動を支援します。

対象 県内在住または県内で活躍している個人・団体

助成分野 基礎医学、伝統芸能、伝統技芸、音楽、演劇、絵画、

工芸、彫刻、スポーツ

助成金上限 100万円以内

募集期限 8月1日(月)

問合せ (公財) 土屋文化振興財団 (☎047-364-3689)

クサフグの産卵観察会

興津海岸でクサフグの集団産卵を見てみよう!

日時 6月23日(木) 17時30分～18時30分 (雨天順延の場合は6月24日(金))

場所 興津海浜公園

対象者 小学生以上 (4年生以下は要保護者同伴)

※防寒着をご用意ください。また、双眼鏡があると便利です。
※クサフグの産卵は7月6日(木)7日(木)にも観察できる可能性があります。

問合せ NPO法人南外房環境クラブ (☎73-0978)

平成28年度前期ビジネスキャリア検定試験

厚生労働省が定める職業能力評価基準に準拠し、職務を遂行する上で必要となる知識の習得と実務能力の評価を行うことを目的とした試験です。

試験日 10月2日(日)

受付期限 7月27日(水)まで

問合せ 千葉県職業能力開発協会 総務企画課 (☎043-296-1150)

勝浦市農業委員会農地利用最適化推進委員が委嘱されました

平成二十八年五月一日付で十一名の農地利用最適化推進委員が就任しました。主な仕事は、農地の利用の最適化(担い手への農地の集積、耕作放棄地の発生防止・解消及び新規参入の促進)で、農業委員会の指揮のもと活動します。任期は、平成三十一年三月三十一日までです。

問合せ 農業委員会事務局 (☎73-6637)

(区域別・五十音順)
○総野地区



押垂義郎委員 (松野)



軽込榮一委員 (中倉)



川崎清貴委員 (佐野)



川名益司委員 (芳賀)

○上野地区



佐藤啓史委員 (中谷)



鈴木静夫委員 (宿戸)



小沢吉博委員 (赤羽根)



栗原功委員 (上植野)

○勝浦・興津地区



黒川義治委員 (貝掛)



松崎久彦委員 (大森)



元吉里美委員 (新官)

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です



次のことに注意して、動物を適切に飼いましょつ。

- 動物を飼う前に、周囲に迷惑をかけず、責任を持って最後まで飼つことのできる環境であるかどうか、よく考えましょつ。
- 飼う動物を選ぶときは、世話の方法やかかりやすい病気、その動物の習性に合った飼い方ができるかどうかを確認しましょつ。
- 動物からうつる感染症を予防するため、過剰なふれあいは控え、動物にさわった後は必ず手を洗いましょつ。
- 動物には、迷子札やマイクロチップをつけるなどして、災害時などに放れてしまつても、飼い主が分かるようにしましょつ。犬については、首輪などに登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけ

ることが、狂犬病予防法で義務付けられています。

- 犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょつ。また、しつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたたりすることのないようにしましょつ。
- 飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診をつけさせることが必要です。
- 猫は屋内で飼いましょつ。糞尿や鳴き声などによる被害を防止でき、また、感染症や交通事故などの危険から猫を守ることもできます。
- 飼っている動物の糞尿は、飼い主が責任を持って処理しましょつ。
- 適正に飼つことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょつ。
- やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします。

愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大100万円の罰金が科せられます。

- 愛護動物を殺傷すると、最大2年の懲役または200万円の罰金が科せられます。
- 動物は「命あるもの」です。人と動物との共生に配慮して接しましょつ。

千葉県動物愛護センターでは「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しております。また、学校の授業や地元

の勉強会などに講師を派遣して、動物愛護、犬・猫の正しい飼い方、犬のしつけ方および動物由来感染症などに関する講演をおこなっています。

問合せ

- 東隅健康福祉センター(保健所)
☎73-0145
- 千葉県動物愛護センター
☎0476-9315711
- 公益財団法人千葉県動物保護管理協会
☎043-21417814
- 生活環境課生活環境係
☎73-6639

現況届の提出はお早めに 「児童手当」

▽児童手当の支給を受けるには？

児童手当は中学校3年生までの児童を養育されている方に支給される手当です。保護者からの申請がないと支給されません。手続きのお済みでない方は市役所福祉課にて手続きをされるようお願いいたします。なお、公務員の方は勤務先へ申請書を提出してください。

▽何が必要なの？

「印鑑」「保護者の保険証のコピー」この他に必要に応じて「所得証明書」などの書類を提出していただくこともあります。

▽新規に手当を受ける方

福祉課にて認定請求書を提出してください。

▽児童手当を現在受給されている方

現在、手当を受給されている方には、5月末に現況届を郵送しております。現況届は、6月30日(木)までに必ず提出してください。

▽現況届の提出がないと…

6月分以降の手当の支給が停止となります。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなります。

問合せ 福祉課児童係

(☎73-6618)

春季市民 バレーボール大会(9人制)

日時 6月26日(日) 8時30分
会場 国際武道大学体育館(3号館)
参加資格

- ①市内在住または在勤者
- ②市内小中学校卒業生
- ③右記①②以外の者は、1チーム3名まで参加可能
- ④男子チームに参加する女子に限り、①③の資格要件は適用しない
- ⑤学生の参加は不可

参加費 1チーム1,000円

申込締切 6月10日(金)

※組合せ抽選会を6月15日(水)に市役所4階大会議室で18時より行います。

申込・問合せ 教育委員会社会

教育課(☎73-6665)

山林(森林)の伐採について

山林(森林)の伐採を行う際、勝浦市森林計画対象民有林または保安林かどうか、事前に市役所農林水産課にてご確認ください。該当する場合は、ご自身の所有する山林であっても届出が必要となります。(施業の30日前に届出が必要です)

問合せ 農林水産課農林係

(☎73-6635)

夏の生き生きフェア

日時 6月25日(土)・26日(日)10時
～20時(26日は19時まで)

場所 茂原ショッピングプラザ
「アスモ」センターコート

内容 展示販売(加工食品、パ
ン、焼き菓子、味噌、花苗、
工芸品、手芸品など)

問合せ みずほ学園
(☎76-43321)



歯周疾患検診を 受けましょう

市では皆さんが、口中の疾
患の予防と早期発見・早期治
療を行い、高齢期において健
康で快適な生活が送れるよう
支援するため、歯周疾患検診
を実施します。

対象者 勝浦市に住所を有し、
平成27年度中(平成28年4月
1日まで)に40、50、60、70
歳になった方

※ただし、すでに治療中の方ま
たは歯が1本もない方は対象
となりません

受診料 500円(70歳になっ
た方は無料となります)

実施期間 11月30日まで

対象医療機関 検診協力医療機

関(受診票と併せて一覧表を
お渡しします)

◆千葉県後期高齢者医療広域連 合からのお知らせ

千葉県後期高齢者医療広域
連合は平成27年度(平成28年
4月1日まで)に75歳となっ
た千葉県後期高齢者医療被保
険者を対象に歯科検診を実施
します。

対象者 昭和15年4月2日～昭
和16年4月1日生まれの被保
険者の方

受診料 無料
実施期間 10月31日まで

対象医療機関 千葉県歯科医師
会会員の検診協力医療機関
(受診票と併せて一覧表をお
渡しします)

受診に必要なもの 千葉県後期
高齢者医療被保険者証

※受診を希望される方は受診票
が必要となりますので、介護
健康課までお申し込みくださ
い。また、受診の際は医療機
関に予約が必要となりますの
でご注意ください。

問合せ

◇受診票発行について
介護健康課健康管理係
(☎73-6614)

◇後期高齢者医療被保険者証に
ついて
千葉県後期高齢者広域連合給

付管理課給付第1班

(☎043-21615013)

シニア従業員の お仕事説明会 in 大多喜

勝浦市と協定を結び、高齢者
の見守りや雇用促進等を推進す
るセブン・イレブンが、いすみ・
勝浦・大多喜・御宿の4市町合
同で仕事説明会を開催します。

日時 6月17日(金)13時～15時
会場 大多喜町役場中央公民館
研修室

対象 60歳以上の方(年齢制限
なし)

定員 40名
費用 無料
申込・問合せ 観光商工課
(☎73-6641)

「プリペイドカードを 買ってきて」は詐欺!

架空請求の支払いのために、
詐欺業者が「コンビニでプリペ
イドカードを買って、カードに
書いてある番号を教えて」と指
示し、プリペイドカードの残高
をだまし取られる被害が増加し
ています。少しでもおかしいと
思ったら、左記窓口までご相談
ください。

問合せ 財務省千葉財務事務所
(☎043-2511721)

(4) 千葉県警察相談サポ
ーター(☎043-227
19110)

農地・農業用施設災 害復旧事業の申請に ついて

農地や農業用施設が被災し災
害復旧事業を申請しようとする
場合は、災害の日から1週間以
内の報告が必要です。大雨や台
風などの災害があった後は見回
りを行い、速やかに農林水産課
農林係にご連絡下さい。(見回
りは、十分に安全を確認してか
ら行って下さい。)

問合せ 農林水産課農林係
(☎73-6635)

みんなの味方 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器の設置が義
務付けられ10年が経過しまし
た。警報器が設置されて以降、
火災の死者は減少しています。
家族の身を守るだけでなく、
周囲にも早期に知らせることが
できますので、まだ設置され
ていないご家庭は速やかに設置
しましょう!

問合せ 夷隅郡市広域市町村圏
事務組合消防本部予防課
(☎80-0132)

市民課窓口の日曜開庁日のお知らせ

第3日曜日	6月19日	8:30～12:30
第1日曜日	7月 3日	
第3日曜日	7月17日	

・住民票、戸籍、印鑑証明の交付を受けることができます。
・交付の際、本人確認のできる運転免許証などの提示が
必要です。

問合せ 市民課市民係 ☎73-6612

◇当番医の紹介◇ 夜間・日曜・祝日など

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
☎80-0119

◇納税・納付◇

○市民税・県民税 : 1期 納期 6月30日(木)

※口座振替をご利用の方は、残高の確認をお願いします。

問合せ 税務課徴収班 ☎73-6622

～介護予防のまちづくり～



地域いきいき通信

梅雨に入り紫陽花がきれいに咲く季節になりました。
皆様いかがお過ごしでしょうか？



連絡・問合せ 介護健康課 高齢者支援係（勝浦市地域包括支援センター） ☎ 73-6615・6616

災害の備え、何を用意していますか？

このたびの熊本・大分地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興を心より願っております。

緊急企画として今回予定を変更し、災害時の非常持出袋について特集します。災害に対しての備えはとても大切です。非常持出袋を用意していない方は準備を、すでに、用意をしてある人も、この機会に中身の確認をしてみましょう。準備した非常持出袋は、いつでもすぐに手の届く場所に保管するようにしましょう。

では、どんな備えが必要なのか、下記の表でチェックしてみてください。

☐ 貴重品	現金、預貯金通帳、健康保険証、印かん、免許証、家族の連絡先メモ * 探している間に逃げ遅れてしまいます。 貴重品はあらかじめまとめておきましょう。
☐ 救急医療品	胃腸薬、風邪薬、鎮静剤、目薬、お薬手帳など * 医師から処方されている服用中の薬も入れましょう。
☐ 非常食・飲料水	乾パン、レトルト食品、あめ、チョコレート、ようかん、ペットボトルの水など * ゼリードリンクなどのように水分の多い食品は、のどに引っかかりません。火を通さなくて食べるものを3日分入れておきましょう。
☐ 生活用品	折りたたみ杖、メガネ、トイレトペーパー、ビニール袋 ラジオ、紙おむつ、尿取りパッド、タオル、紙皿・紙コップ * 自分なりの必需品も準備しましょう。
☐ 衣類	* 冬は防寒対策を、夏は汗対策で下着やシャツを多めに。
☐ その他	懐中電灯、予備の電池、軍手、使い捨てマスク、防災ずきん 非常持出袋に呼び笛を付ける * 電気が復旧するまで使用したいので、予備の電池は多めに。



* ポイント①

お薬手帳をもっていると、災害時の特例処置により、お薬手帳での調剤が一時的に認められることがあります。
とても大切なことなので、非常時の持ち物として用意しましょう。



* ポイント②

半年に1回チェックしましょう。季節に応じて非常持出袋の中身を変えてみましょう。水や食料の賞味期限が切れる前に、非常食の試食会を開いて味見をしておくのも良いでしょう。



* ポイント③

非常持出袋は、両手が自由に使えるように背負えるタイプのものが良いです。



詰め過ぎにならないように、自分に合った重さに加減することも大切です。